

石綿による健康被害の救済に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

1 療養手当等の額に関する規定の整備

石綿による健康被害の救済に関する法律に係る療養手当等の額の改定を行う。(本則関係)

2 施行期日等

(1) この政令は、令和八年四月一日から施行する。(附則第一項関係)

(2) この政令の施行に関し必要な経過措置を定める。(附則第二項関係)

政令第 号

石綿による健康被害の救済に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第十六条第一項及び第十九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

石綿による健康被害の救済に関する法律施行令（平成十八年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第五条中「十万三千八百七十円」を「十一万四千九百五十円」に改める。

第六条中「十九万九千円」を「二十二万二千円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 令和八年三月以前の月分の療養手当の額及び同月三十一日以前の死亡に係る葬祭料（石綿による健康被

害の救済に関する法律第二十条第一項に規定する特別葬祭料を含む。）の額については、なお従前の例による。

理由

関連する諸費用の変動を勘案し、石綿による健康被害の救済に関する法律による療養手当及び葬祭料の額の改定を行う等の必要があるからである。

石綿による健康被害の救済に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○石綿による健康被害の救済に関する法律施行令（平成十八年政令第三十七号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>（療養手当の額） 第五条 法第十六条第一項の政令で定める額は、<u>十一万四千九百五十円</u>とする。</p> <p>（葬祭料の額） 第六条 法第十九条第一項の政令で定める額は、<u>二十二万二千円</u>とする。</p> | <p>（療養手当の額） 第五条 法第十六条第一項の政令で定める額は、<u>十万三千八百七十円</u>とする。</p> <p>（葬祭料の額） 第六条 法第十九条第一項の政令で定める額は、<u>十九万九千円</u>とする。</p> |